貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 1 月 5 日改定）

掲載日 2025 年 6 月 25 日

■貯金等共通規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
５　貯金小切手 (1)～(4)（略） （新設）	５　貯金小切手 (1)～(4)（同左） (5) 第１項の請求については、当行所定の方法により当行所定の料金をいただきます。
附　則 （実施期日） この改正規定は、2020年４月１日から実施します。	附　則 （実施期日） この改正規定は、2026年1月５日から実施します。

■通常貯金規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
２　預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（第３項及び第５条において「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4)（略） （新設）	２　預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（以下「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4)（同左） (5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を現金でいただきます。
附　則 （実施期日） この改正規定は、2024年４月１日から実施します。	附　則 （実施期日） この改正規定は、2026 年１月５日から実施します。

■通常貯蓄貯金規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
２　預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（第３項及び第４条において「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4)（略） （新設）	２　預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（以下「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4)（同左） (5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を現金でいただきます。
附　則 （実施期日） この改正規定は、2024 年４月１日から実施します。	附　則 （実施期日） この改正規定は、2026 年１月５日から実施します。

■定額貯金等共通規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
２　預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書	２　預入することができる証券等 (1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 1 月 5 日改定）

現　行	改定後
（第３項において「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4)（略） （新設）	（第３項及び第５項において「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。 (2)～(4)（同左） (5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を現金でいただきます。
附　則 （実施期日） この改正規定は、2020 年４月１日から実施します。	附　則 （実施期日） この改正規定は、2026 年１月５日から実施します。

■為替規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
５　為替金に充てることができる証券等 (1) 為替においては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（第３項及び次条において「証券等」といいます。）を現金に代えてその表示する金額で受け入れる為替金に充てることができます。 (2)～(4)（略） （新設）	５　為替金に充てることができる証券等 (1) 為替においては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（以下「証券等」といいます。）を現金に代えてその表示する金額で受け入れる為替金に充てることができます。 (2)～(4)（同左） (5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を支払ってください。
14　料金 (1)～(3)（略） （新設）	14　料金 (1)～(3)（同左） (4) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の料金を現金でいただきます。
附　則 （実施期日） この改正規定は 2022 年１月 17 日から実施します。	附　則 （実施期日） この改正規定は 2026 年１月５日から実施します。

■払込み規定（下線の部分は改定箇所）

現　行	改定後
８　払込金に充てることができる証券等 (1) 払込みにおいては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（第３項及び次条において「証券等」といいます。）を現金に代えてその表示する金額で払込金に充てることができます。 (2)～(4)（略） （新設）	８　払込金に充てることができる証券等 (1) 払込みにおいては、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（以下「証券等」といいます。）を現金に代えてその表示する金額で払込金に充てることができます。 (2)～(4)（同左） (5) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の場合を除き、当行所定の料金を支払ってください。
13　料金 (1)～(3)（略） （新設）	13　料金 (1)～(3)（同左） (4) 証券等（当行が振り出したものを除きます。）の取立のために交換所での交換を要する場合には、当行所定の場合を除き、当行所定の料金を現金でいただきます。
附　則 （実施期日） この改正規定は、2025 年６月２日から実施します。	附　則 （実施期日） この改正規定は、2026 年１月５日から実施します。

以　上